

高圧ガス設備の供用適性評価に基づく耐圧性能及び強度に係る次回  
検査時期設定基準（KHK/PAJ/JPCA S0851）の改正案に対する  
パブリックコメント（意見募集）の結果について

令和4年2月28日  
供用適性評価規格委員会  
委員長 鴻巣 眞二

この度、供用適性評価規格委員会が作成を行っている規格案「高圧ガス設備の供用適性評価に基づく耐圧性能及び強度に係る次回検査時期設定基準（KHK/PAJ/JPCA S0851）」の改正案について、パブリックコメント（令和4年1月17日～令和4年2月16日）を実施し、ホームページ上で広く皆様方のご意見を募集いたしました。

ご意見をお寄せいただきました皆様に厚くお礼を申し上げます。

今回寄せられたご意見及びそれらに対する考え方並びにその対応について、供用適性評価規格委員会での審議の結果、別添のとおり取りまとめましたのでご高覧のほどお願い申し上げます。

1. 意見募集の結果

ご意見提出数：2件

2. 対応結果

今回いただいたご意見及びご意見に対する考え方・対応内容を別添のとおり整理、対応案を作成し、供用適性評価規格委員会委員によるメール審議（令和4年2月18日～令和4年2月25日）を行い、特に意見なしで委員会の対応として承認されました。

以上

問合せ先：

高圧ガス保安協会 高圧ガス部 担当者名 宮下

TEL：03-3436-6103 FAX：03-3438-4163 E-mail：hpg@khk.or.jp

別添

高圧ガス設備の供用適性評価に基づく耐圧性能及び強度に係る次回検査時期設定基準（KHK/PAJ/JPCA S0851）の改正案に関するパブリックコメントに寄せられた意見に対する対応

（パブリックコメント実施期間：令和4年1月17日（月）～ 令和4年2月16日（水））

番号	提出者	提出されたご意見	ご意見に対する対応
1	関係団体 A	<p>高圧ガス設備の供用適性評価に基づく耐圧性能及び強度に係る次回検査時期設定基準（KHK/PAJ/JPCA S0851）の新旧対照表 評価区分Ⅱの減肉評価法の取り入れ編</p> <p>3.4.3 評価区分Ⅱの供用適性評価</p> <p>b) 減肉の評価区分Ⅱの評価方法の選択と供用適性評価</p> <p>※2 附属書 5A 又は附属書 5B の選択にあたり、事業者は個々の適用に際して、必ずしも両方の附属書の評価を実際に行う必要はない。</p> <p>【意見及びその理由】</p> <p>12月10日の24回供用適性評価規格委員会での合意では、附属書 5A と附属書 5B はいずれも安全性が担保された独立の規定であり、いずれか一つの手法で合格していれば安全上の問題はなく、いずれを用いるかは、事業者の判断であること、両手法の結果に基づいていずれを採用するかを指導するようなものではない、との意味であるはずです。よって※2文中の「必ずしも」は不要です。</p>	<p>附属書 5A 又は附属書 5B の選択については事業者の判断によることになっております。その判断に際して、事業者は両手法の比較評価を必ず行う必要はないですが、他方で事業者の裁量で比較評価を行うことを妨げるものではないと考えます。このため、「必ずしも」を削除いたしますと、比較評価を行うことは適当でない、もしくは禁止しているとの誤解を与えかねない表現となってしまいますので、原案どおりとします。</p> <p>一方で、ご意見を踏まえ、本注記の意味を明確化するために、当該 3.4.3b) 注記※2 についての解説に以下のように記載したいと存じます。</p> <p>“当該 3.4.3b) 注記※2 は、次のような意図で規定されている。</p> <p>「事業者は附属書 5A 又は附属書 5B のいずれかにより評価を行っていればよい。ただし、事業者の裁量により附属書 5A と附属書 5B の比較評価を行うことを妨げるものではない。」”</p> <p>なお、書面投票において同様のご意見がありましたが、当該ご意見への対応は上記のとおりであり、この対応は、供用適性評価規格委員会にて審議を行い、了解されたものであることを申し添えます。</p>

2	関係団体 B	<p>高圧ガス設備の供用適性評価に基づく耐圧性能及び強度に係る次回検査時期設定基準（KHK/PAJ/JPCA S0851）の新旧対照表 評価区分Ⅱの減肉評価法の取り入れ編</p> <p>3.4.3 評価区分Ⅱの供用適性評価 b) 減肉の評価区分Ⅱの評価方法の選択と供用適性評価 ※2 附属書 5A 又は附属書 5B の選択にあたり、事業者は個々の適用に際して、必ずしも両方の附属書の評価を実際に行う必要はない。</p> <p><b>【意見及び理由】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の「※2の文中の“必ずしも”なる文言は不要」が妥当と考えます。</li> <li>・理由：</li> </ul> <p>第24回供用適性評価規格委員会（2021年12月10日開催；当方も参加）における合意事項として、</p> <p>「附属書 5A と附属書 5B はいずれも安全性が担保された独立の規定であり、いずれか一つの手法で合格していれば安全上の問題はなく、いずれを用いるかは事業者の判断であり、両方の手法で検討してその結果に基づいていずれを採用するかを指導するものではない」とされたので、その趣旨との整合性を明確にするため。</p> <p>以上</p>	コメント番号 1 の対応をご参照ください。
---	--------	---	-----------------------